

選択講義:「具体的援助方法」

「保護者や関係機関等の連携の在り方」

総合教育センター

特別支援教育室

I 障害についての基本的な考え方

1980年の国際障害者年に WHO から国際障害分類(ICIDH)が出されました。この分類は、疾病を負うことで生ずる個人にとっての不利な状態を分類しました。「機能障害(impairments)」、「能力の不全(disabilities)」、「社会的な不利(handicap)」があり、障害は、周囲の環境との相互作用によって左右され、その環境を改善することで社会的な不利が改善されることを示しました。

2001年、WHO は新たな国際障害者分類改訂版(ICF2001)を提案しました(図1)。

この分類は、障害を「①心身機能・身体構造」、「②活動」、「③参加」の3つのレベルに分けました。そして、各レベルの障害は、健康状態と背景となる2つの因子「A 環境的(因子)」、「B 個人的(因子)」との相互作用であるとの見方を示しました。

このことは、障害がある人も家庭や学校、地域の中で豊かに活動し、社会参加を可能にするような配慮が必要だということを意味しています。

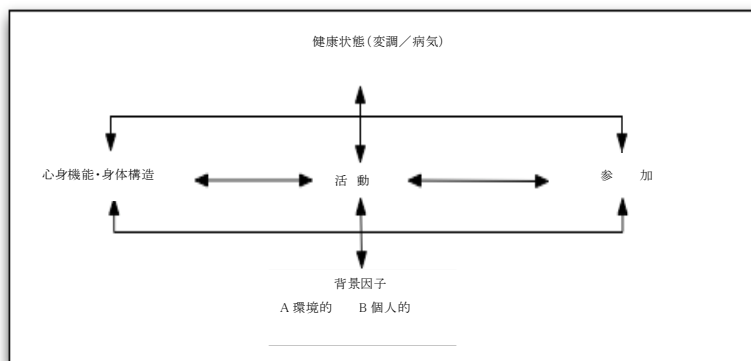


図1「ICF2001 概念図」

II 特別支援教育から

2001年1月、21世紀の特殊教育の在り方に関する調査協力者会議において「21世紀の特殊教育の在り方について(最終報告)」が発表されました。最終報告では、これまでの特殊教育の考え方である「盲・聾・養護学校や特殊学級などの特別な場において、障害の種類、程度に応じた適切な教育を行う」という考え方から「障害のある児童生徒等の視点に立って児童生徒等の特別な教育的ニーズを把握し、必要な教育的支援を行う」という考え方への転換を求めています。

2003年3月、特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議において「今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)」が出されました。その中で「障害の程度等に応じ特別な場で指導を行う『特殊教育』から障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行う『特別支援教育』への転換を図る」ことが具体的に示されました。また、「個別の教育支援計画」(生涯にわたって多様なニーズに適切に対応する仕組み)、特別支援教育コーディネーター(教育的支援を行う人・機関を連絡調整するキーパーソン)、広域特別支援連携協議会等(質の高い教育支援を支えるネットワーク)の設置、が提言されました。

2004年1月には、文部科学省が「LD(学習障害児)、ADHD(注意欠陥/多動性障害)、高機能自閉症児の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン(試案)」を策定しました。その中では、「特別支援連絡協議会」、校内支援体制としての「校内委員会」の具体的な在り方について詳しく示されています。

岩手県においては、平成15年3月、岩手県特別支援教育プラン策定委員会において「岩手県におけるこ

「2. 基本的方向と取組 (1)特別支援教育の在り方の基本的考え方」
①「個別の教育支援計画」(多様なニーズに適切に対応する仕組み)
障害のある子どもを生涯にわたって支援する観点から、一人一人のニーズを把握して、関係者・機関の連携による適切な教育的支援を効果的に行うために、教育上の指導や支援を内容とする「個別の教育支援計画」の策定、実施、評価(「Plan-Do-See」のプロセス)が重要。
②特別支援教育コーディネーター(教育的支援を行う人・機関を連絡調整するキーパーソン)
学内、または、福祉・医療等の関係機関との間の連絡調整役として、あるいは、保護者に対する学校の窓口の役割を担う者として学校に置くことにより、教育的支援を行う人、機関との連携協力の強化が重要。
③広域特別支援連携協議会等(質の高い教育支援を支えるネットワーク)
地域における総合的な教育的支援のために有効な教育、福祉、医療等の関係機関の連携協力を確保するための仕組みで、都道府県行政レベルで部局横断型の組織を設け、各地域の連携協力体制を支援すること等が考えられる。
(「今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)のポイント」から)

れからの特別支援、教育の在り方(最終報告)がとりまとめられました。

この最終報告を受け、障害のある児童生徒等の視点に立って一人一人のニーズを把握し、必要な支援を行うという考えに基づき、平成15年12月「岩手県特別支援教育推進プラン」が発表されました。

これらの施策は、特別な教育的ニーズのある子どもたちには、一人一人に応じたきめ細かな支援、関係機関との連携に基づく生涯にわたる一貫した継続性のある支援が必要なことを示しています(「障害者基本計画(平成14年12月)」)。

III 保護者との連携

1 受容過程への支援

援助を必要とする幼児の保護者は、他児との成長の違いに大きく戸惑いを見せます。特に「障害」があることが診断された場合、その不安は計り知れないものがあります。

保護者の障害の受容の過程は、ドローター(Drotar,1975年)によると5つの段階があります。時間の経過とともに①ショック、②否認、③怒り、④適応、⑤再起という5つの心理的な段階を経るといわれています。必ずしも、全ての保護者がそういう過程をたどるわけではありませんが、保護者自身も成長と変容の過程にあるということを踏まえることが必要です。また、障害を肯定する気持ちと否定する気持ちの両方の感情は常に存在し、子どもの成長の節目節目に、否定的な面が現れ繰り返し受容を迫られることもあります。そうした保護者の気持ちに共感的に寄り添い、保護者が我が子の障害を前向きに受け止め、養育に取り組めるように、保護者の立場に立って援助するという姿勢を忘れないようにしなければなりません。

2 協力的関係の構築

保護者との連携を図っていく上で、協力的関係が必要不可欠なこととなります。そのためには、次のことを心がける必要があります。

- | |
|--|
| (1) 保護者の願いを踏まえる。
(2) 保護者の同意を得る。
(3) 保護者の選択を促す。
(4) 保護者の意向を尊重する。 |
|--|

(1) 保護者の願いを踏まえる

保護者は、自分の子どもへの願いを持っています。そうした願いを基盤に据え、その子に合った生活(指導)を展開していく必要が求められます。

(2) 保護者の同意を得る

子どもの保育・教育目標や方針などを立てる場合や日々の活動(指導)についても、同意の下、指導にあたる姿勢が求められます。

(3) 保護者の選択を促す

就学等保護者の判断に委ねられるものは、可能な限り情報を集めて、提供することが求められます。

(4) 保護者の意向を尊重する

保護者も情報を得る中で、生活(指導)に対して期待を込めています。難しいと考えられることであっても、誠意を持ってやってみることも必要です。

3 記録の蓄積

保護者と信頼に基づいた連携を築いていくためには、何よりも、日常的に、打ち解けた関係でのコミュニケーションが必要になります。そのためには、具体的な生活の整え(指導)により、子どもがどのような素晴らしい行動や学習をしたのかを日々伝えていくことに努めなくてはなりません。子どものよさを引き出すことができる保育者に保護者は信頼を示し、協力関係ができていきます。

また、援助を要する幼児の場合、どちらかという、「困ったこと」「問題となること」等子どもや保護者にと

って否定的な内容が取り上げられることとなります。そうした内容を保護者に伝え、一緒に考えあえることは必要なことです。その際、大切なことは、どうしてそうなるのかその要因をよく考え、今後どのようにしていくか手立てや見通しを保護者に示すことです。保育者が困っていることだけを一方的に伝えることだけは避けなければなりません。

以上のようなコミュニケーションを展開していくためには、日々の様子の記録を基にすることが有効です。子どもが示した行動の前後の条件や指導の手立てに対する子どもの反応、時間的経過の中での子どもの行動の変容等は、日々の行動の記録の蓄積が合っこそ正確に見えるものです。また、そうした記録に基づいた説明は、保護者の納得を得る上で大切な手段でもあります。

4 連携の方法

連携の方法としては、日々の送迎場面等での対話が基本になります。形式的にならず、共に育てる立場で対等に話し合うことが必要です。

その上で、連絡帳、おたより、保育(授業)参観、行事、保護者懇談会、学習会、家庭訪問等により連携を深めていくこととなります。特に、連絡帳は、日常的な方法として有効です。読む側の立場に立って、保護者の励みになるような具体的で丁寧な表記を心がけることが大切です。

留意すべきは、一方的に、どうしたらよいかを保護者に聞いたり、幼稚園・保育所等で気になるところを家での取組とするよう押し付けたりしないようにすることです。

5 就学にかかわる連携

就学を迎えるにあたり連携を進めていく上で重要なことは、その子にとって最もふさわしい教育条件を整えることにあります。これからの学校生活を見通して、就学を迎えるにあたり、保護者には次のことを配慮した情報を提供することが望まれます。

(1) 子どもの成長と課題

幼稚園・保育所等での子どもの様子を最も詳しく把握しているのは、担任です。他の子との比較やこれまでの経験を踏まえて、その子の課題や今後必要とされる教育条件等冷静に判断することができます。

そうした情報を、今どのように取り組み、どのようなことができるようになり、どのようなことが課題としてあるいは次の段階として想定されるかを具体的に伝えていくことが大切です。特に、どのような手立てやかかわり方をすればその子が力を発揮し、伸びていくのかを正確に伝えることが重要です。

(2) 各教育機関の内容

想定される就学先について、その子にふさわしい教育が展開されているか、必要とされる教育条件が具備又は整備することが可能か、保護者の要望が取り入れてもらえるか等、保護者の要望に応じて、必要とされる情報を提供できるようにすることが重要です。

特に、特殊学級や盲・聾・養護学校が適切と判断される場合は、早い時期から見学や相談を勧めたり、できれば同行したり、就学先を決めていくことを支援していきたいものです。そして、学校を決める時期を、共に希望に満ちて迎えるようにしたいものです。

<特殊学級や盲学校聾学校養護学校就学までの主な手続き>

<保護者>	<教育委員会>	<幼稚園・保育所等>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育相談 ・ 学校見学 ・ 健康診断 ・ 就学相談 ・ 意思決定 ・ 通知受理 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学齢簿の作成 (10.31 まで) ・ 就学時健康診断 (11.30 まで) ・ 個別検査、個別面談、行動観察等 ・ 就学指導委員会 ・ 修学する学校等の通知 (1.31 まで) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談実施、同行 ・ 学校情報提供 <div style="text-align: center;">↓</div>

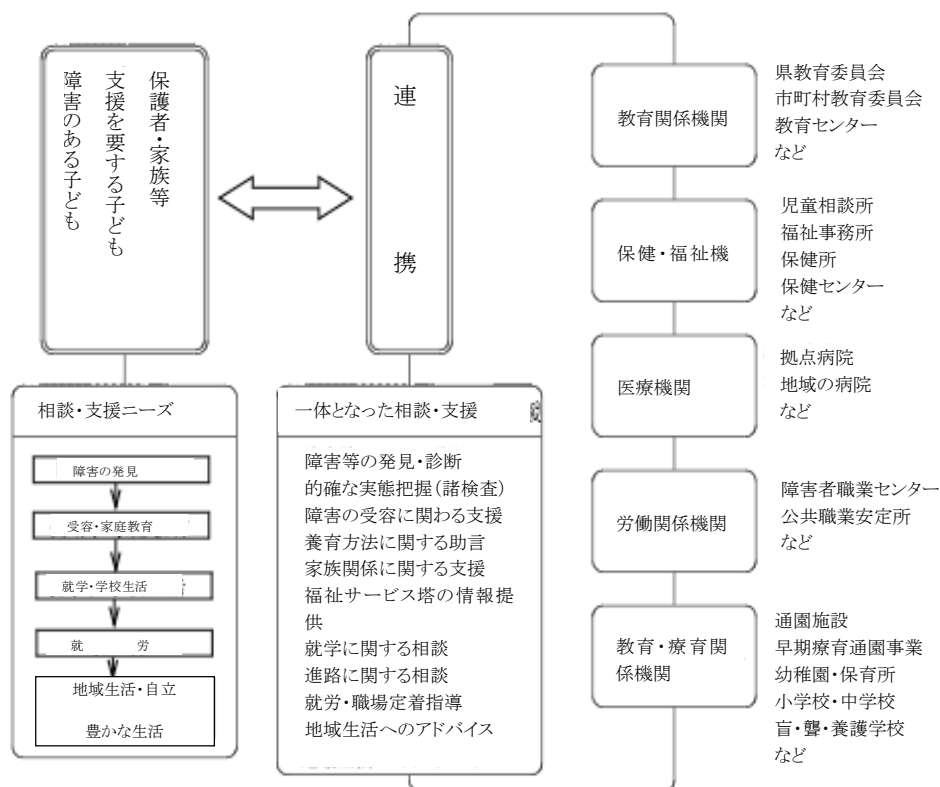
V 関係機関との連携

1 意義

援助を必要とする幼児の場合、地域での健全で心豊かな生活を築いていくためには、幼稚園・保育所関係者のみならず、福祉、医療等が一体となって支援していく体制が求められます。

連携していくことにより次のような効果が期されます。

- 各地域内の障害のある子ども、特別な支援を要する子どもの存在について、できるだけ早期から把握すること
- その後、その子がどのような場で、どのような支援や教育を受けながら、どのように成長・発達をとげているかについて、追跡的に把握できるようになること
- その子が学校での生活を終え、家庭を中心とした地域生活を送るようになるときに備えて、よりよい生活環境を用意することができるようになること
- この他に、本人や保護者・家族の方の相談ニーズに応じていつでも、総合的なサービスや情報の提供ができるようにすること



2 各機関の役割と機能

	主な機関	主な役割	主な機能
教育関係	教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・巡回相談（県） ・就学相談（市町村） ・就学時健康診断（市町村） 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育の場に関する情報提供 ・教育的ニーズの把握 ・障害等の状況と就学に関する保護者の意向の把握
	教育センター	<ul style="list-style-type: none"> ・常設の教育相談 ・電話相談 ・諸検査等の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・専門的、組織的教育相談 ・担当者の研修 ・諸検査等による教育的診断
福祉関係	児童相談所	<ul style="list-style-type: none"> ・常設相談、巡回相談 ・療育手帳に係る診断 ・一時保護制度の利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・総合相談 ・各相談のコーディネート ・福祉サービスに関する情報提供
	福祉事務所 市町村福祉担当課	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳、両育手帳の交付 ・諸手当の支給 ・施設入所、利用の手続き 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談員、福祉司、ケースワーカー、民生委員からの情報収集 ・福祉サービスに関する情報提供
保健・医療関係	保健所 保健センター	<ul style="list-style-type: none"> ・健康診断 ・母子健康事業 ・乳幼児検診 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・早期発見、早期からの支援のための情報提供 ・保護者（母親）支援
	病院	<ul style="list-style-type: none"> ・診断、治療 ・健康相談、栄養相談 ・カウンセリング 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・診断、治療、訓練の専門的实施 ・早期発見
保育・教育・療育の各現場	幼稚園・保育所	<ul style="list-style-type: none"> ・就園相談 ・保育、養育相談 ・就学相談 	<ul style="list-style-type: none"> ・早期療育 ・対象児、保護者の支援 ・ニーズに応じた情報提供
	小学校	<ul style="list-style-type: none"> ・就学相談 ・教育相談 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象児の教育的ニーズの把握 ・教育的対応の検討
	盲・聾・養護学校	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の相談センター ・地域の研修センター（教育コーディネーター） 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象児の教育的ニーズの把握 ・教育対応の検討 ・一人一人に応じた教育計画等の作成 ・教育的サービスのコーディネーター ・教材、教具、指導法の提供 ・担当者の研修
	福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> ・地域療育支援事業（福祉コーディネーター） 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象児、保護者に密着した支援、情報提供 ・相談のアフターケア

3 ケース検討会の実施

援助を必要とする子ども達は、個々に教育的ニーズを抱え、対応を検討・協議しなければなりませんので、関係者が集まったケース会議を設けていくことが必要不可欠になります。そうしたケース検討会は、できれば定期的に開催していくことが望まれます。

留意することは、参加することが苦痛とならないように、資料等の作成等の負担を多くしないこと、直接の担当者のみを追いつめないこと、子どもの否定的な見方のみには陥らないことです。

【検討会の流れ（例）】

段 階	内 容	時間（目安）
1 事例の提示	担当者が、「問題」となる場面を紹介する。	5分程度 手短に
2 情報の収集	参加者全員が、「問題解決」のために必要な情報の収集を、一問一答方式で行う。	1時間以上時間 をかける
3 問題の焦点化 （絞り込み）	現実に解決を図らなければならない課題に焦点をあて、絞り込む。 参加者全員が、様々な提案を行うこととし、司会者が整理する。	15分程度
4 具体策の決定	焦点化された問題に対する具体策を検討する。 参加者全員が自分なりの対応策を、理由とともに提案する。その際、抽象的な提案は避ける。 それぞれの対応策についての意見・反論は、最後にまとめる。	20分以上
5 シュアリング	参加者全員が、学んだことを述べ合う。	10分程度

【引用・参考文献】

「特殊学級担任研修者ブック」
田中 康雄 著 「ADHDの明日に向かって」

岩手県総合教育センター特別支援教育室
星和書店